

議案第 53 号

令和元年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
の専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

久御山町長 信 貴 康 孝

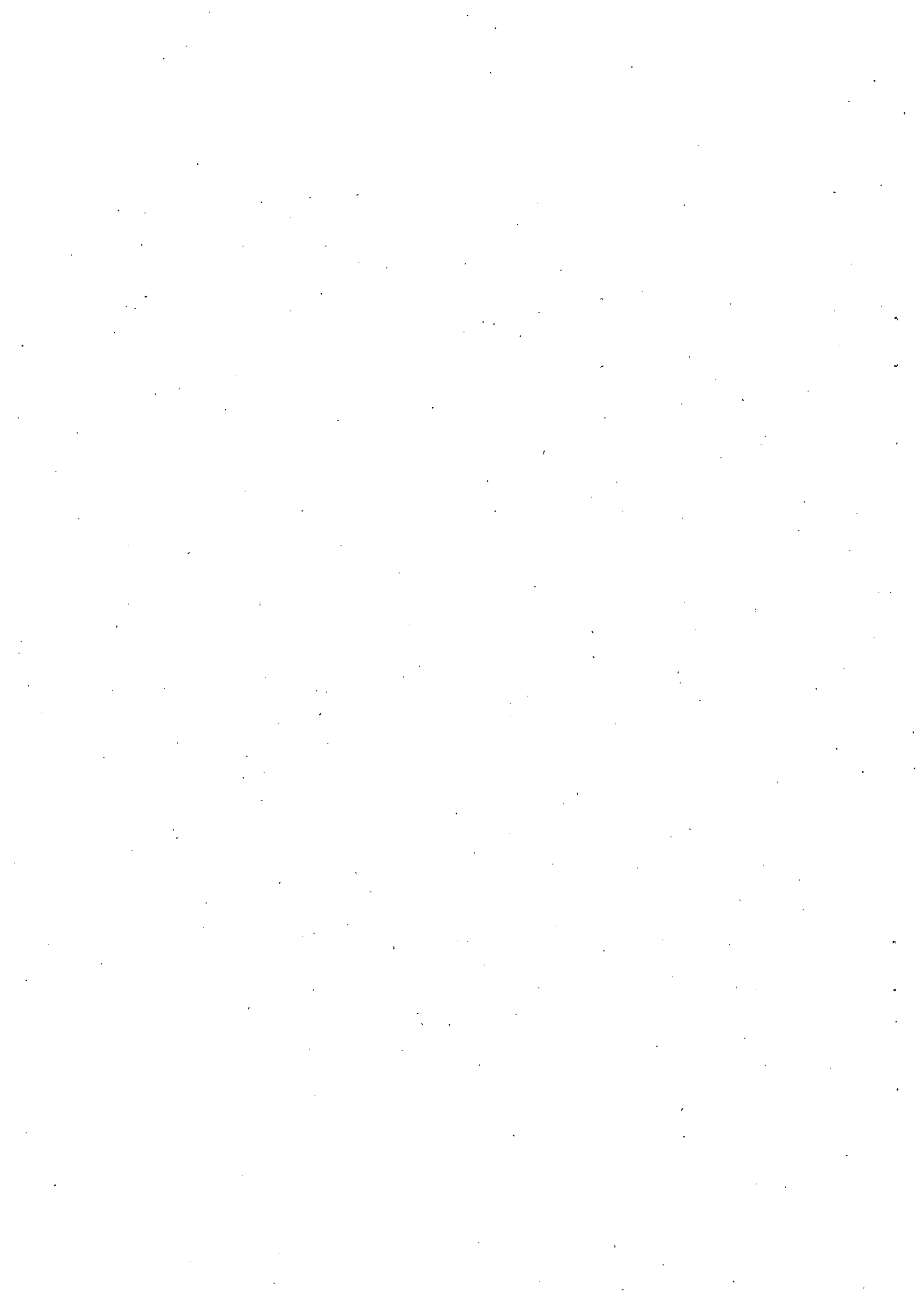


専 決 処 分 書

令和元年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分
する。

令和2年3月31日

久御山町長 信 貴 康 孝



令和元年度久御山町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

令和元年度久御山町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,738千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,052,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 国民健康保険税	
	1 国民健康保険税
4 府支出金	
	1 府補助金
歳入合計	

歳出

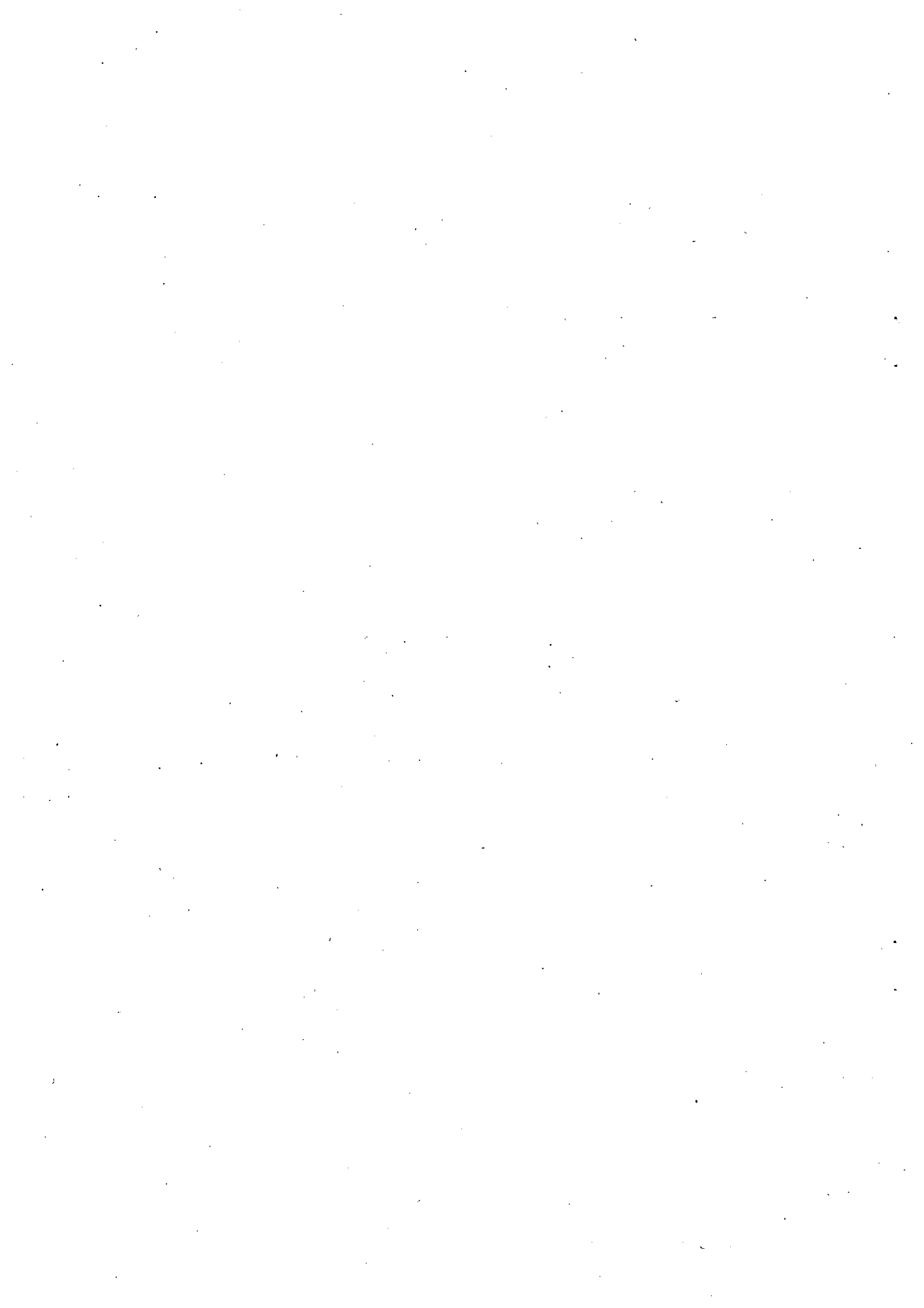
款	項
2 保険給付費	
	1 療養諸費
	2 高額療養費
5 保健事業費	
	1 保健事業費
	2 特定健康診査等事業費
歳出合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
425,344	△481	424,863
425,344	△481	424,863
1,471,199	△17,257	1,453,942
1,471,199	△17,257	1,453,942
2,069,900	△17,738	2,052,162

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
1,468,362	△15,725	1,452,637
1,249,781	△1,200	1,248,581
208,027	△14,525	193,502
30,426	△2,013	28,413
11,857	△401	11,456
18,569	△1,612	16,957
2,069,900	△17,738	2,052,162



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	425,344	△481	424,863
4 府支出金	1,471,199	△17,257	1,453,942
歳入合計	2,069,900	△17,738	2,052,162

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	1,468,362	△15,725	1,452,637
5 保健事業費	30,426	△2,013	28,413
歳出合計	2,069,900	△17,738	2,052,162

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△ 9, 7 5 9	0	0	△ 5, 9 6 6
0	0	0	△ 2, 0 1 3
△ 9, 7 5 9	0	0	△ 7, 9 7 9

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計
2 退職被保険者等国民健康保険税	731	△481	250
計	425,344	△481	424,863

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	1,471,199	△17,257	1,453,942
計	1,471,199	△17,257	1,453,942
歳 入 合 計	2,069,900	△17,738	2,052,162

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 医療給付費分 現年課税分	△213	・所得割 ・均等割 ・平等割	△116 △71 △26
2 後期高齢者支援金分 現年課税分	△66	・所得割 ・均等割 ・平等割	△32 △23 △11
4 医療給付費分 滞納繰越分	△130	・医療給付費分滞納繰越分	
5 後期高齢者支援金分 滞納繰越分	△35	・後期高齢者支援金分滞納繰越分	
6 介護納付金分 滞納繰越分	△37	・介護納付金分滞納繰越分	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 普通交付金	△9,759	・普通交付金	
2 特別交付金	△7,498	・特別交付金	

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 退職被保険者等 療養給付費	1,514	△1,200	314				△1,200
計	1,249,781	△1,200	1,248,581				△1,200

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者 高額療養費	207,422	△14,000	193,422	△9,759			△4,241
2 退職被保険者等 高額療養費	525	△525	0				△525
計	208,027	△14,525	193,502	△9,759			△4,766

(款) 5 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 疾病予防費	10,628	△401	10,227				△401
計	11,857	△401	11,456				△401

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
19負担金、補助 及び交付金	△1,200	退職被保険者等療養給付費 19負担金、補助及び交付金 ・退職被保険者等療養給付費	△1,200 △1,200

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
19負担金、補助 及び交付金	△14,000	一般被保険者高額療養費 19負担金、補助及び交付金 ・一般被保険者高額療養費	△14,000 △14,000
19負担金、補助 及び交付金	△525	退職被保険者等高額療養費 19負担金、補助及び交付金 ・退職被保険者等高額療養費	△525 △525

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
13委託料	△401	重症化予防事業 13委託料 ・保健指導業務	△401 △401

(款) 5 保健事業費

(項) 2 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等 事業費	18,569	△1,612	16,957				△1,612
計	18,569	△1,612	16,957				△1,612
歳出合計	2,069,900	△17,738	2,052,162	△9,759			△7,979

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
13委託料	△1,612	特定健康診査等事業費 13 委託料 ・ 医師委託 △1,612

